

物品購入等に係る指名競争入札執行事務処理基準

平成25年4月1日企財第4号

改正

平成29年3月30日

令和5年3月30日

令和5年6月26日

(趣旨)

第1 この基準は、物品購入等の契約に係る指名競争入札実施要領（平成25年4月1日付け企財第2号）の規定により、物品購入等に係る指名競争入札の執行に関し必要な事項を定めるものとする。

(入札の取りやめ等)

第2 入札参加者が連合し、又は不穏の行為を行う等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者に入札させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

2 前項に規定する入札を公正に執行することができないと認められるときにおいて、既に入札が執行されているときは、当該入札を無効とすることができる。

3 当該入札において、第6の入札辞退者が多数生じたこと等により競争入札の趣旨が失われると認められるときは、入札開始前にあつては、入札を取りやめ、入札開始後にあつては、入札を打ち切ることができる。

(開札場所に備える書類)

第3 開札場所に備え置く書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指名競争入札通知書の控え又は写し
- (2) 指名競争入札通知業者一覧
- (3) 予定価格調書
- (4) 現場説明を行ったものにあつては、現場説明参加者報告書
- (5) 入札調書

(入札参加者の確認)

第4 入札の執行に当たっては、次に掲げるところにより入札参加者の入札状況を確認するものとする。

- (1) 一般書留又は簡易書留による郵送により、指名競争入札通知書に示す送付先へ入札書を送付する方法（以下「郵便入札」という。）の

場合は、入札書類の到着期限経過後に、入札参加者から提出された入札書類により入札状況を確認するものとする。

- (2) 入札参加者を指名競争入札通知書で指定した日時及び場所に集合させ、一斉に入札書を提出させる方法(以下「直接入札」という。)の場合は、最初に、入札に付する件名及び納入場所又は履行場所を読み上げた後、入札参加者を確認するものとする。

(入札の執行宣言等)

第5 直接入札の場合は、第4による入札参加者の確認後、当該業務に係る入札を執行する旨を宣言し、入札書の提出を求めるものとする。

(入札辞退)

第6 入札を辞退する者がある場合は、入札執行前にあっては、入札辞退届を入札執行担当課に直接持参又は郵送させるものとし、入札執行中にあっては、入札辞退届又は入札を辞退する旨を明記した入札書を入札を執行する職員に直接提出させるものとする。ただし、郵便入札の場合にあっては、入札執行前に入札辞退届を提出させなければならない。

(開札)

第7 開札は、第4による入札参加者の入札状況等の確認後、開札する旨を宣言し、当該入札参加者の立会いのもとに行うものとし、当該入札参加者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

- 2 開札したときは、入札参加者の氏名、入札金額及び無効又は失格の事由の有無等を確認し、これを入札調書に記入するものとする。この場合において、記入した事項に誤りがないことを確認するものとする。

(予定価格等の開封)

第8 予定価格調書等の開封は、開札と同時に行うものとする。この場合において、当該予定価格調書等の内容に誤りがないことを確認するものとする。

(落札者の決定)

第9 落札者の決定は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 入札調書に記入された最低入札価格が、予定価格の制限の範囲内の価格であるかを確認するものとする。
- (2) 最低入札価格に係る入札書を点検し、落札となるべき者があるときは、直ちに落札者を決定し、落札者名及び落札金額を入札参加者に発表するものとする。

- 2 郵便入札の場合において、開札に立ち会わなかった入札参加者への

落札者名及び落札金額の発表は、開札日当日までに当該入札参加者から開札結果確認依頼書の送付があったときに、落札者名及び落札金額を記載した開札結果確認依頼書を返送することにより行うものとする。
(くじ引きによる落札者の決定)

第10 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者(以下「くじ引き対象者」という。)が2者以上あるときは、その旨を入札参加者に告知するとともに、くじ引きにより落札者を決定する旨を宣言した後、くじ引き対象者に、最初に「くじを引く順番を決めるくじ」を引かせ、その結果により「落札者を決定するくじ」を引かせて、落札者を決定しなければならない。

2 前項の場合において、くじを引かない者があるとき、又は郵便入札の場合において、くじを引くことができない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

3 第1項のくじ引きにより落札者を決定したときは、入札調書にくじ引きによる落札である旨を記入し、落札者に記名押印をさせるものとする。

(入札調書への表示区分)

第11 入札調書への表示は、別表のとおりとする。

(入札の結果の送付)

第12 入札執行担当課等の長は、入札を執行したときは、速やかに、当該入札に係る入札調書の写しを財政課長に送付するものとする。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

1 この基準は、令和5年7月1日から施行する。

2 令和5年6月30日以前に通知をした物品購入等の指名競争入札の取扱いは、なお従前の例による。

別表（第 1 1 関係）

区分	表示
落札者を決定した場合	(金 額)
落札者がなかった場合	不 調
入札に無断で参加しなかった場合	未 受 領
入札辞退の申出があった場合	辞 退
現場説明に参加しなかった場合	現 説 不 参
無効となった入札があった場合	無 効
予定価格の制限の範囲内の価格でない価格の場合（予定価格を入札前に公表した場合に限る。）	失 格
指名停止等による入札参加資格又は指名の取消しがあった場合	取 消 し
入札辞退者又は不参加者が多数生じたこと等により入札を打ち切った場合	打 切 り
落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あったため、くじ引きにより落札者を決定した場合	く じ (くじを引いて落札となった者の記名押印)

〔記載例〕

様式第2号 (第6関係)

入札調書

入札日時	年 月 日 時 分			
件名				
納入(履行)場所				
予定価格	円			
予定価格(税抜)	円			
指名業者名	入札額(円)			落札額(円)
	第1回	第2回	第3回	
	0,000,000			0,000,000
	0,000,000			不調
	未受領			
	辞退			
	無効			
	0,000,000			失格
	取消し			
	0,000,000			打切り
	0,000,000			くじ
		氏名印		

くじを引いて落札
となった者の記名
押印

(50音順)

備考 入札額(落札額)に当該額の10%に相当する額を加算した金額が法律上の入札価格(落札価格)である。